

監査結果の報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年1月26日

山形市監査委員 玉田 芳和
同 村山 秀幸
同 菊地 健太郎
同 武田 聡

記

1 定例監査

- 1) 監査の対象部課等 財政部 資産税課、納税課
福祉推進部 介護保険課、指導監査課
商工観光部 観光戦略課
農林部 森林整備課
- (2) 監査の期間 令和4年12月2日から令和5年1月25日まで
- (3) 監査の範囲 令和3年度の事務事業の執行状況
- (4) 監査の結果

部課等名	監査の結果
財政部 資産税課	指摘する事項はなかった。
財政部 納税課	指摘する事項はなかった。
福祉推進部 介護保険課	指摘する事項はなかった。
福祉推進部 指導監査課	指摘する事項はなかった。
商工観光部 観光戦略課	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 山形市初市開催費補助金の交付事務において、次のようなものがあった。 (1) 事業の実績報告書から確定した補助金額が概算払で支払っている交付決定額よりも少額であったにも関わらず、返還を命じていないもの (2) 補助金交付決定伺に消費税等仕入控除税額の取扱いについて記載されていないもの 2 行政財産目的外使用許可事務において、申請書に添付された図面では使用料の算定に必要な面積の算出が困難なものが

	<p>あった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王観光施設管理事務所（蔵王スキーパトロール隊本部及び宿泊施設として） <p>3 各種団体等の経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 立替払をしているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 山形まるごと市実行委員会 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(2) 決裁文書に記載された金額と振込額が異なるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王スキーパトロール委員会 <p>(3) 経理事務に関する規程が整備されておらず、また、起案及び会計伝票において専決権のない者が決裁していたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 蔵王スキーパトロール委員会
<p>農林部 森林整備課</p>	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 行政財産目的外使用許可事務において、使用許可伺に使用期間の延長及び更新を許可する理由が記載されていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ニュータウン周辺環境保全林整備事業用地（当該周辺土地に係る管理道路として）

(5) 準 拠 基 準 山形市監査基準

(6) 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

(7) 監 査 の 方 法

監査の対象課等から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査するとともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。